

(お知らせ)

令和 3 年 1 1 月 2 日
航 空 幕 僚 監 部

築城基地所属 F－2 戦闘機の部品等落下に関する推定原因について

標記について、下記のとおりお知らせします。

記

1 事案の概要等

(1) 日時

令和 3 年 1 0 月 1 0 日（日） 1 2 時 5 0 分頃

(2) 場所

福岡県朝倉市東部の山間部（推定）の上空

(3) 機種及び機数（機番）

F－2 戦闘機×1 機（機番：5 3－8 5 3 3）

(4) 概要

当該機は、対領空侵犯措置任務のため飛行中、キャノピーの落下を確認したため、緊急状態を宣言し、築城基地に着陸

(5) 落下部品等の概要

ア キャノピー：長さ約 1 5 0 c m、幅約 9 0 c m、高さ約 8 0 c m、重さ約 9 0 k g（材質：アルミニウム、アクリルガラス及び火工品）

イ 緊急用はしご：縦約 2 0 c m、横約 2 0 0 c m、重さ約 4 8 0 g（材質：ナイロン（縄部分）及びアルミニウム（梯子部分））

ウ 垂直尾翼の一部損傷：長さ約 3 c m×幅約 1 . 5 c m、重さ不明（材質：グラスファイバー及びエポキシ樹脂）

2 推定される原因

事故原因の細部については、現在調査中であるが、以下のことから、キャノピーがロックされていない状態のまま当該機が飛行したため、操縦席内部と外気の圧力差が生じ、キャノピーが機体から分離し、落下したものと推定される。

- (1) 当該機は、当日の飛行前の点検で、キャノピーの作動及び警報灯に異常がないことを確認していること
- (2) フライト・データ・レコーダーには、離陸前からキャノピーがロックされていない状態であったことが記録されていること
- (3) 操縦者は、離陸前にキャノピーのロック状態を確認しておらず、また、ロックされていないことを示す警報灯の状況を確認していないこと

3 実施事項

これまでに、防衛大臣の指示に基づく所要の点検及び教育を実施した。

4 その他

細部事故原因については、事故調査を継続

【お問合せ先】

航空幕僚監部総務部総務課広報室

連絡先：03－3268－3111（内線：60097）

FAX：03－5362－4816